

平成30年小田原市議会12月定例会

建設経済常任委員会資料

資 料 名	所 管 課	頁
お城通り地区再開発事業について	都 市 計 画 課	1
皆春荘整備保全活用事業について	まちづくり交通課	2
小田原市道路占用料徴収条例等の一部改正について	土 木 管 理 課 みどり公園課	4
市道0081 平面図 (小竹地内)	道水路整備課	5
市道2437 平面図 (久野地内)		7
準用河川塔台川 平面図 (中村原地内)		8
準用河川剣沢川 平面図 (田島地内)		9
才神川 平面図 (羽根尾地内)		10

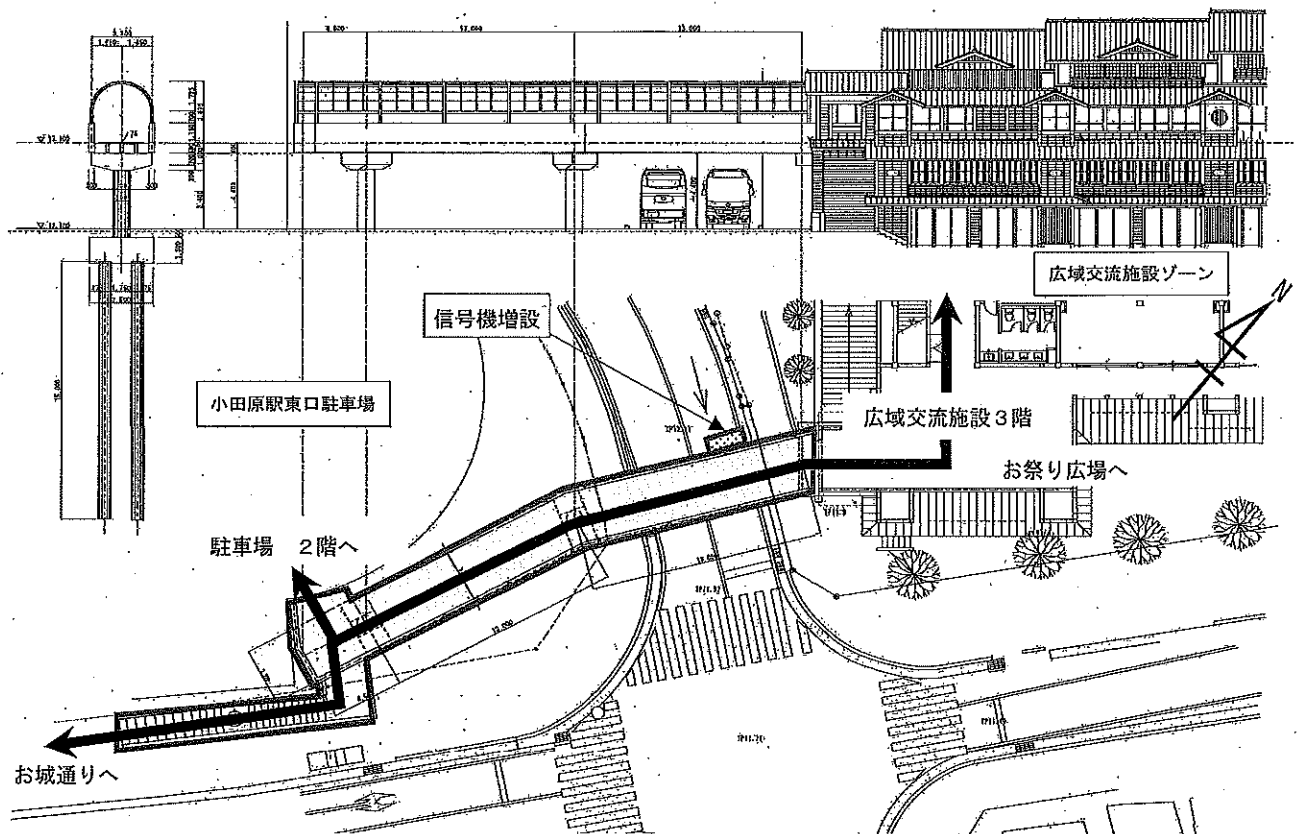
平成30年12月 6 日

お城通り地区再開発事業について

【広域交流施設ゾーン連絡通路整備事業】

お城通り地区の利便性向上と歩行者の安全確保のため、広域交流施設と東口駐車場を接続する連絡通路を整備するに当たり、測量、地質等の調査、施設の設計、設置工事に係る費用について継続費を設定する。

1 概要図



2 継続費補正（追加）

(単位：千円)

年度	業務内訳	年割額	財源内訳		
			国庫	市債	一般財源
平成30年度	調査・設計費	50,254	16,087	14,400	19,767
	連絡通路設置工事費	120,000	60,000	54,000	6,000
平成30年度計		170,254	76,087	68,400	25,767
平成31年度	連絡通路設置工事費	100,000	50,000	45,000	5,000
	信号機増設	12,000		9,000	3,000
	埋設物及び緑化歩道復旧費	5,000			5,000
平成31年度計		117,000	50,000	54,000	13,000
事業費計		287,254	126,087	122,400	38,767

皆春荘整備保全活用事業について

1 事業概要

皆春荘は、近代政治史に大きな足跡を残した、元内閣総理大臣山縣有朋の本市に残る唯一の別邸であり、板橋地区の歴史的風致を構成する優れた意匠の数寄屋風建築とされていることから、平成28年3月に歴史的風致形成建造物として指定したものである。

この別邸は、山縣の足跡を伝える重要な歴史的資源であるとともに、板橋旧街道周辺地区の最奥部に位置し、小田原の奥行きが感じられるまちづくりを推進する上で欠くことのできない立地にある。相模湾や箱根山を臨む素晴らしい眺望を生かした公園的な休憩施設として活用し、来訪者の増加や賑わいの創出を図るため、当該用地及び建物を公有化するものである。

2 物件の概要

- (1) 所在地：板橋字寺脇 852 番 1、板橋字上ノ山 812 番 13
- (2) 建築時期：明治 41 年頃
- (3) 敷地面積：2,836.60 m²
- (4) 延べ面積：252.82 m²（木造瓦葺平家建）
- (5) 用途地域：第一種低層住居専用地域（建蔽率 60%、容積率 150%）

3 予算額 222,971 千円

予算科目	項目	事業費（千円）
役務費	不動産鑑定料	678
公有財産購入費	用地購入費・建物取得費	222,293

財源：社会資本整備総合交付金 補助率 4.5/10 100,336 千円

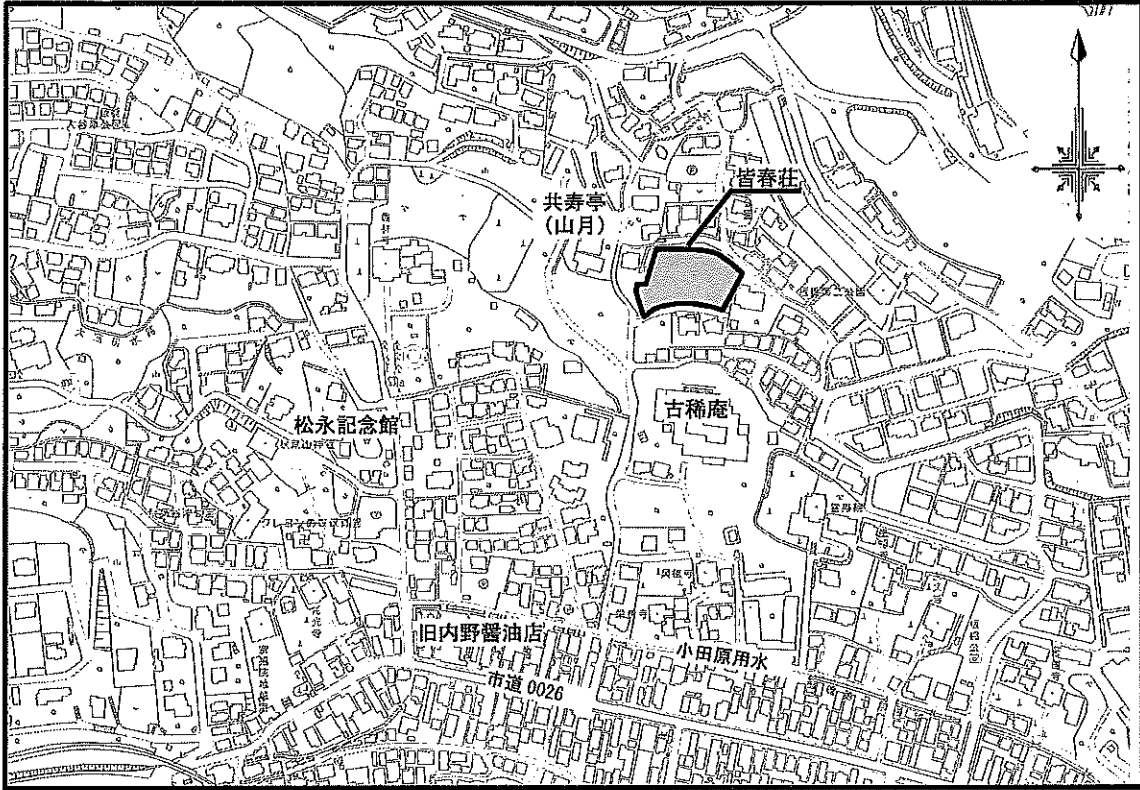
4 今後の利活用等について

本市に残された貴重な歴史的建造物である当該別邸を地域の財産として着実に保全し、歴史的風致の維持向上に努める。

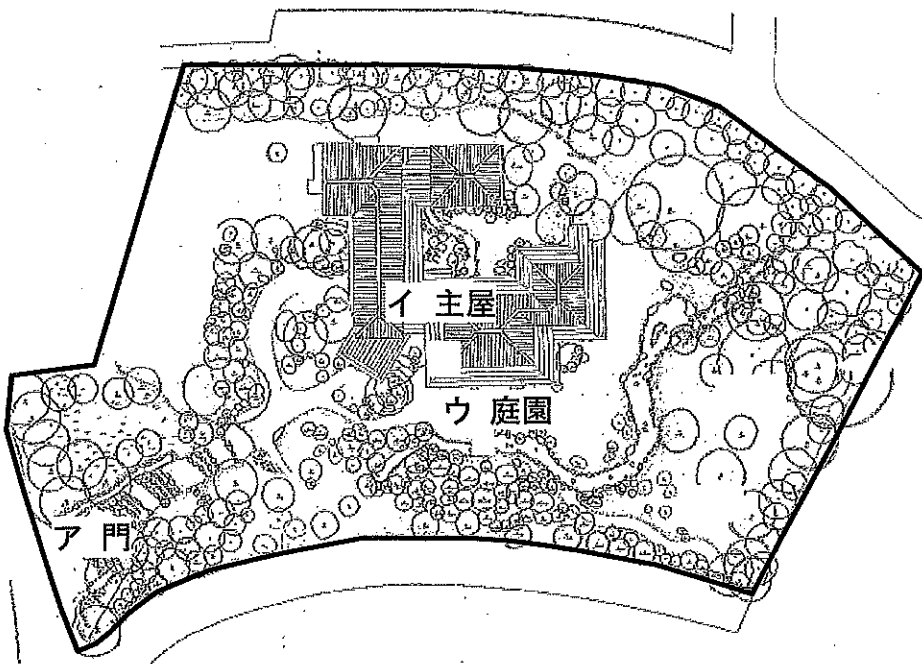
その上で、歴史的建造物利活用エリアコーディネート調査を踏まえ、松永記念館をはじめ、隣接する共寿亭（山月）、古稀庵等との融合を図ることで、板橋旧街道周辺地区をはじめ、小田原の奥行きと魅力を引き出すとともに、地域の価値を高めていく。

運営・管理に当たっては、収支バランスを重視した事業スキームを構築し、地域による協力体制も検討していく。

5 位置図



6 配置図



小田原市道路占用料徴収条例等の一部改正について

1 改正理由

本市の市道に係る占用料は、神奈川県道路占用料に準拠して定めている。

神奈川県では、平成30年4月1日に道路法施行令に準拠した占用面積の端数処理方法の精緻化、固定資産税の評価替えに伴う料金改正及び政令に準拠した算定区分の追加のための条例改正を実施しており、本市においてもこれらの改正をするものである。

また、小田原市水路及び認定外道路に関する条例、小田原市準用河川条例、小田原市駅前広場条例及び小田原市都市公園条例も小田原市道路占用料条例の占用物件の額に準拠しているため、併せて改正する。

2 改正概要

(1) 道路法施行令に準拠した占用面積・長さの端数処理方法の精緻化

占用物件の占用面積や長さの端数処理は、1平方メートル又は1メートルに満たない端数は小数点以下第1位を四捨五入、1平方メートル又は1メートル未満の端数は切り上げているが、0.01平方メートル又は0.01メートル未満の端数を切捨てに変更する。

(2) 固定資産税の評価替えに伴う占用料の改定（代表例）

占用の種類	改正	現行
第一種電柱	150円/本・月	148円/本・月
鉄道施設	270円/㎡・月	265円/㎡・月
看板	460円/㎡・月	560円/㎡・月

(3) 政令に準拠した算定区分の追加

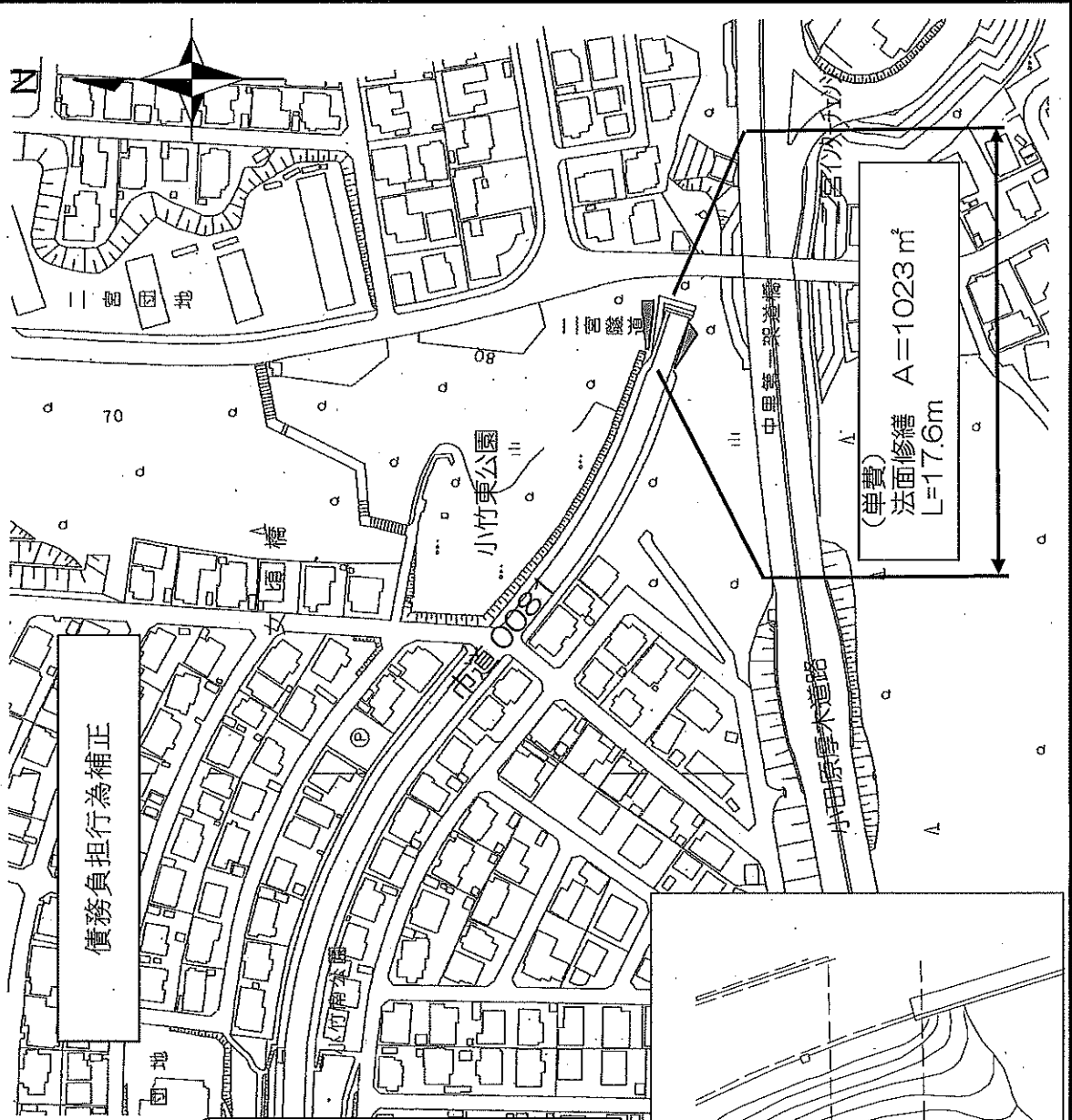
占用の種類	改正		現行
地下に設ける 食事施設、購買 施設	階数が1のもの	$A \times 0.005 \times 1/12$ 円	—
	階数が2のもの	$A \times 0.008 \times 1/12$ 円	
	階数が3以上のもの	$A \times 0.01 \times 1/12$ 円	

A：近傍類似の土地の固定資産課税台帳に登録された価格の1平方メートル当たりの額

3 占用料の実績及び収入見込み

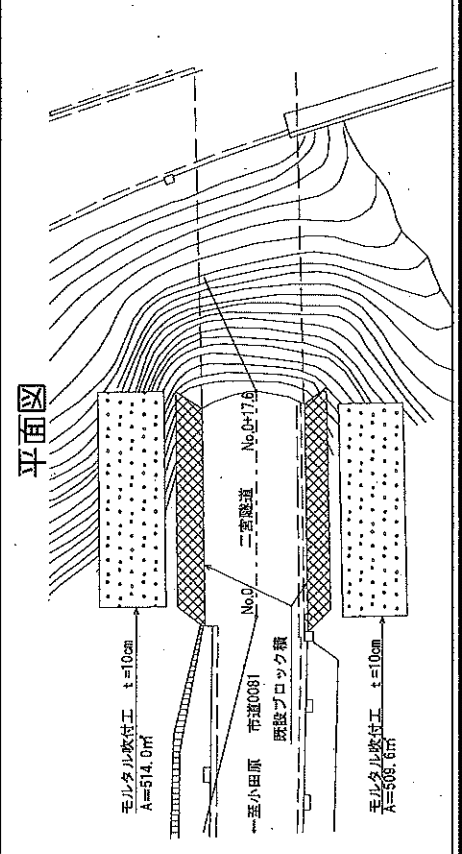
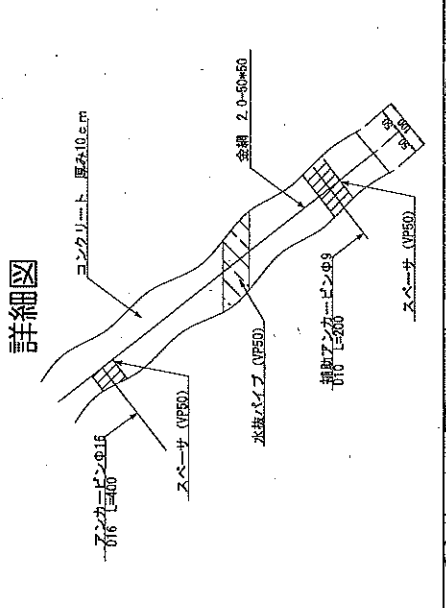
年 度		平成29年度決算額	収入見込み（改正料金）
収入額	道路	148,845千円	146,862千円
	水路	21,107千円	23,743千円
	計	169,952千円	170,605千円

市道0081 平面図 (小竹地内)



債務負担行為補正

(単費)
法面修繕 $A=1023 \text{ m}^2$
 $L=17.6 \text{ m}$

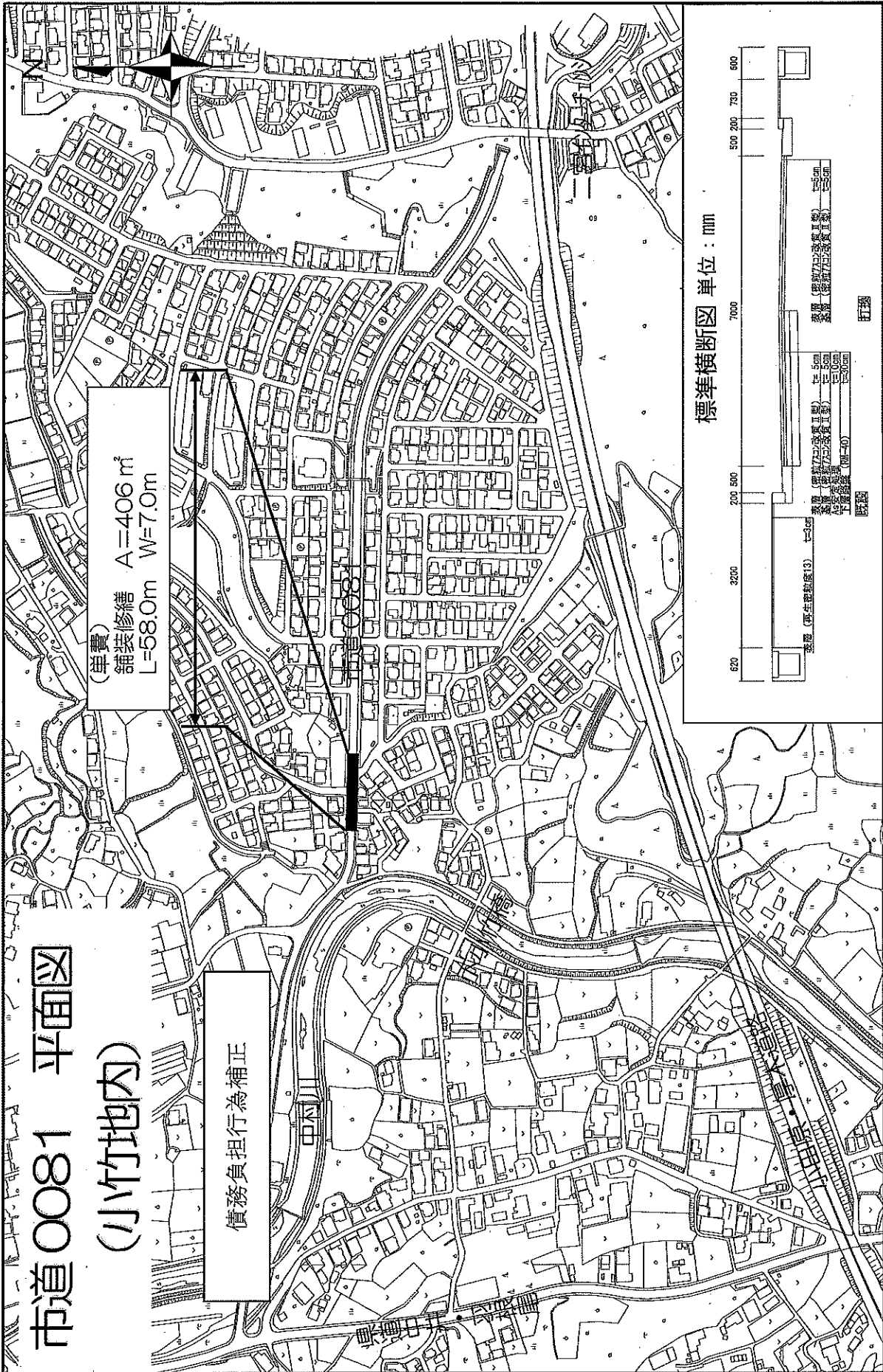


市道0081 平面図

(小竹地内)

債務負担行為補正

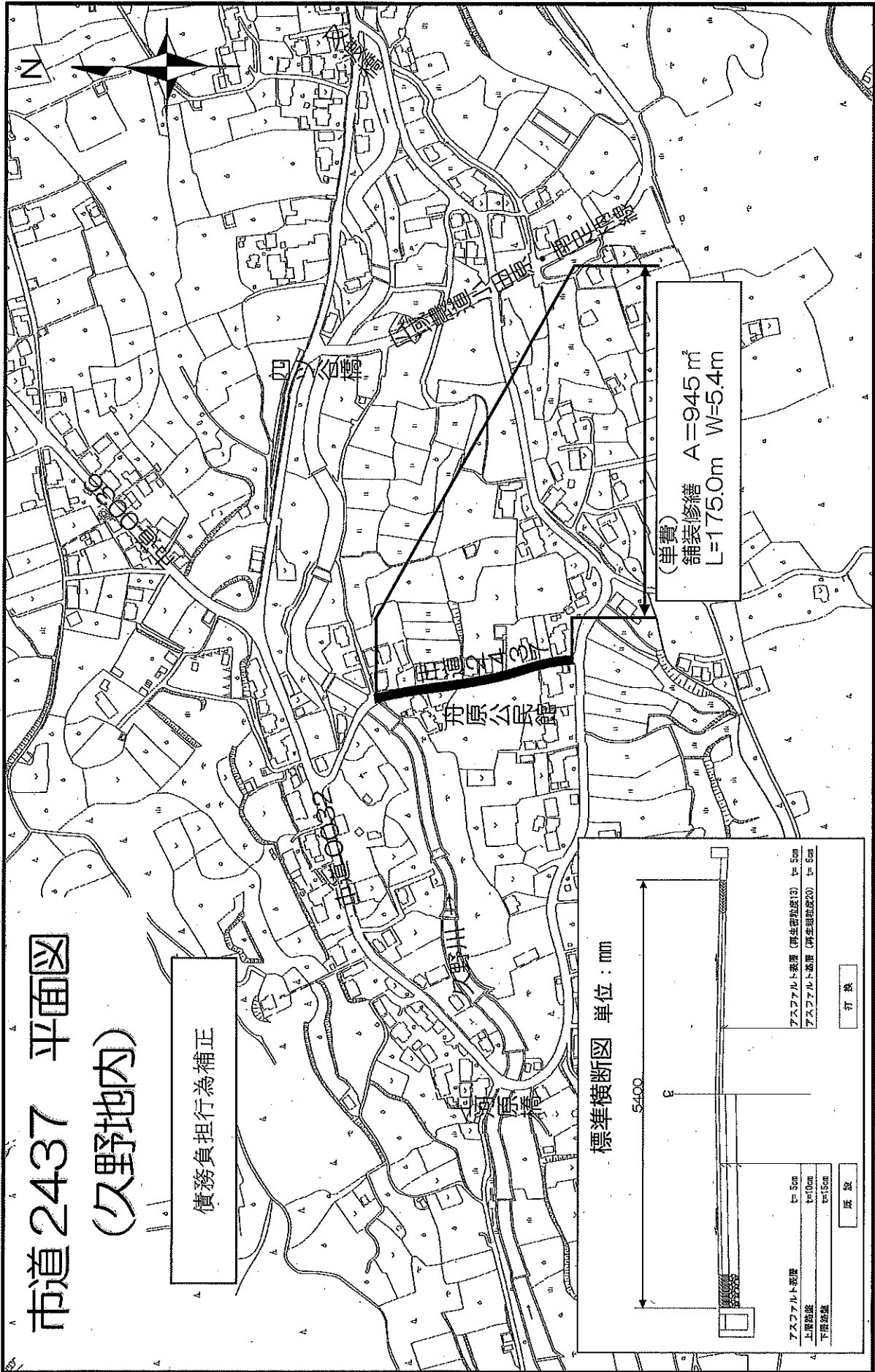
(単費)
舗装修繕 A=406㎡
L=58.0m W=7.0m



市道2437 平面図

(久野地内)

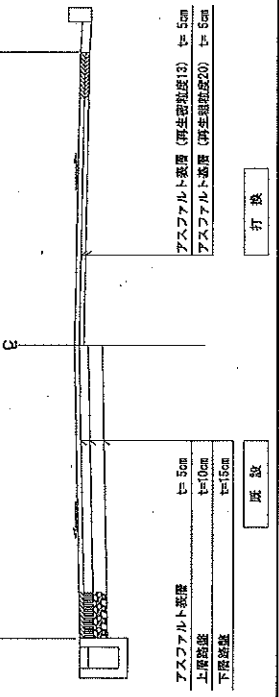
債務負担行為補正



(単費)
舗装修繕 A=945㎡
L=175.0m W=5.4m

標準横断面図 単位：mm

5400



アスファルト表層 (厚生型粒状) 厚 5cm
アスファルト基層 (併生型粒状) 厚 5cm

打設

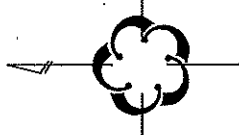
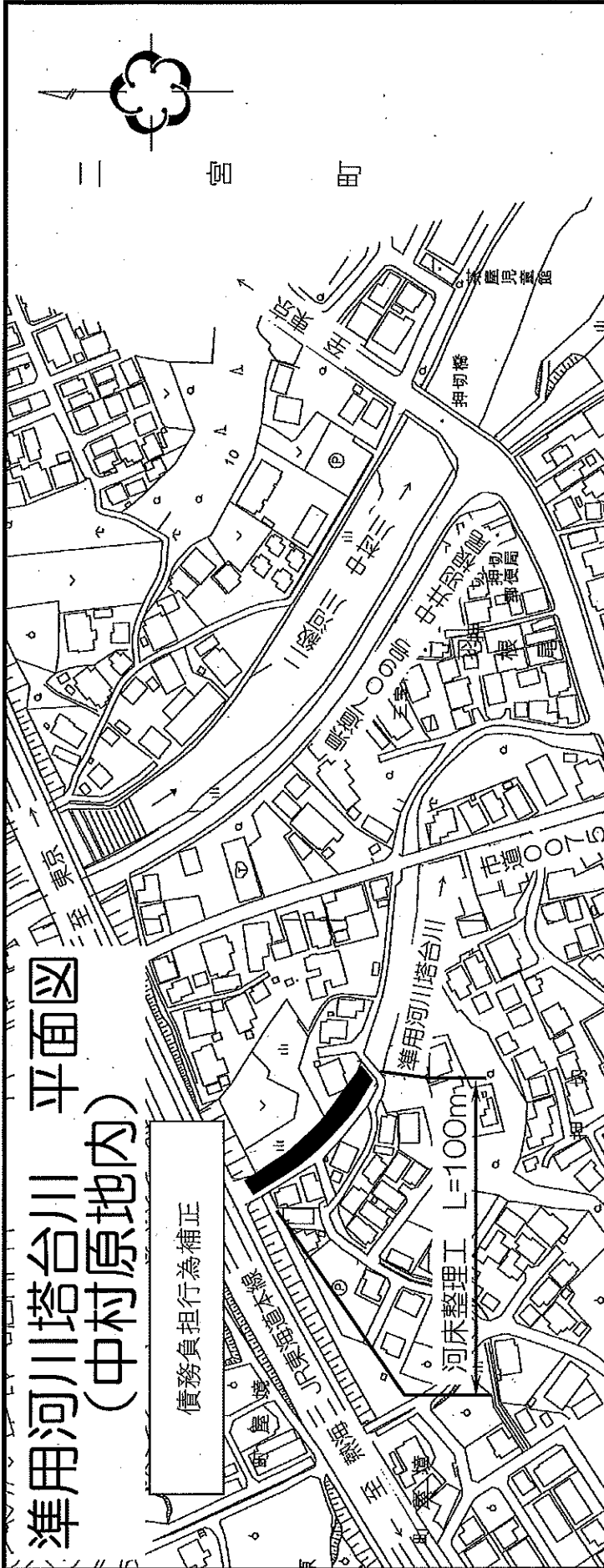
アスファルト表層 厚 5cm
上層路盤 厚 10cm
下層路盤 厚 15cm

既設

準用河川塔台川 平面図 (中村原地内)

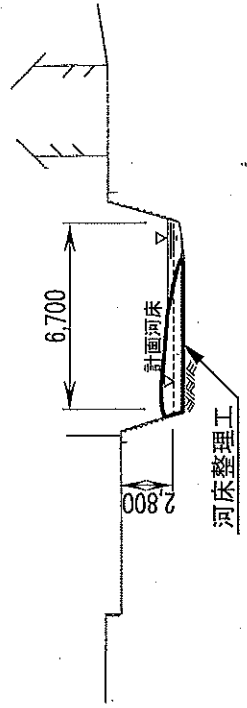
債務負担行為補正

河床整理工 L=100m



二 宮 町

標準横断面図



(単位: mm)

準用河川剣沢川 平面図 (田島地内)

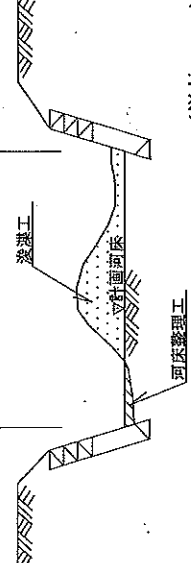
債務負担行為補正

県道717号沼田府津

河床整理工・浚渫工
工事延長L=200m

標準横断面図

4280



(単位:mm)

